

平成 23 年 6 月 17 日

## 今回の 3 党による協議について

民主政策調査会長  
玄葉光一郎

- 1 6 月 14 日、総理の指示により、東日本大震災の復旧状況等の直近の状況を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期すため、特に緊急を要するものに対応するため、平成 23 年度第 2 次補正予算を本格的な復興対策に先行して編成することとされた。6 月中には骨格を決定し、7 月中のできるだけ早い時期に提出することとされている。
- 2 この補正予算編成に際し、4 月 29 日の 3 党合意（平成 23 年度第 1 次補正予算等に関して）の 1. の記述のうち、①子どもに対する手当の制度的なあり方、②第一次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源のあり方、及び③特例公債法案について 3 党間で協議を行うこととしたい。  
子どもに対する手当、年金臨時財源のあり方について一定の合意に達することを前提として、特例公債法案の成立についてのご協力をぜひお願いしたい。
- 3 3 党合意の 1. のうち、残された課題、すなわち
  - ・ 高速道路料金割引制度をはじめとする歳出の見直し、及び
  - ・ 法人税減税を含む平成 23 年度税制改正法案のうち、6 月 8 日の 3 党合意（「平成 23 年度税制改正法案等の処理について」）に基づいて 6 月末までに成立させることとされているもの以外の部分の扱いについては、本格的な復興対策を含む平成 23 年度第 3 次補正予算の編成の際に検討を行うこととしたい。
- 4 これは、今回編成する第 2 次補正予算が、当初想定していた本格的な復興予算でなく、特に緊急を要するものについてそれに先行して編成されることとなったため、高速道路料金割引制度を含む歳出の見直し全般について協議を行う時間的余裕がないため、上記①②③について先行して協議を行いたいとするものである。

平成 23 年 6 月 17 日

「子どもに対する手当の制度のあり方」の検討の考え方

民主党政策調査会長  
玄葉光一郎

1 平成 23 年度については、

- ① 上半期のつなぎ法が成立していること
- ② つなぎ法でも約 2 千億円の復興財源を拠出していること

を踏まえ、支給額一律 1 万 3 千円とする「つなぎ法の延長」を基本とすべきと考えている。  
なお、所得制限の導入は、被災地をはじめとする自治体の事務負担及び年少扶養控除を廃止していることを考慮すると、困難であると考えている。

このことを基本に、ご検討いただきたい。

2 ただし、この案では今年度から既に所得税の扶養控除が廃止されていることから、3 歳未満の児童、3 歳から 12 歳の第 3 子以降の児童のいる世帯について「実質手取り額の減少」という問題がある。

このため、「つなぎ法の所要予算総額の範囲内」において、実質手取り額の減少を回避、緩和するため、

- ① 3 歳未満の児童に対する手当額及び 3～12 歳の第 3 子以降の手当額の「引上げ」、
- ② その一方、これに必要な財源として、中学生や 3～12 歳の第 1 子、第 2 子の手当額の「引下げ」、

を行うことについては、検討する余地があると考えている。

平成 23 年 6 月 17 日

23 年度基礎年金国庫負担 2 分の 1 への引上げ財源について

民主党政策調査会長  
玄葉光一郎

- 1 1 次補正予算では、未曾有の震災被害に対処するため、極めて異例の措置ではあるが、23 年度基礎年金国庫負担 2 分の 1 への引上げ財源を復旧に充てた。
- 2 その際には、年金財政の安定を損なわないよう、
  - ・ 法律上、23 年度基礎年金国庫負担割合は 2 分の 1 であることを明記するとともに、
  - ・ 23 年度の 2 分の 1 と 36.5%との差額は、税制抜本改革により確保される財源を活用して、年金財政に繰り入れることを併せて法制化することとし、これらを内容とする法案修正を行った。
- 3 こうした経緯も踏まえ、年金財政の信頼を確保していくためには、安定財源の確保が不可欠であり、政府・与党は、近く、社会保障・税一体改革の成案を取りまとめることとしている。
- 4 一方、23 年度基礎年金国庫負担 2 分の 1 への引上げ財源を 1 次補正で復旧に充てた経緯を踏まえれば、償還財源を担保した復興債により財源を調達して年金財政への繰入れを行うことも、1 つのアイデアである。
- 5 いずれにせよ、23 年度の基礎年金国庫負担 2 分の 1 への引上げ所要額については、財源確保のための税制改正を決定した上で、速やかに年金財政に繰り入れることとする。

平成 23 年 6 月 17 日

平成 23 年度第 2 次補正予算における復興債の発行について

民主的政策調査会長  
玄葉光一郎

- 1 4 月 29 日の 3 党合意（平成 23 年度第 1 次補正予算等に関して）においては、「復興のための国債は、従来の国債と区別して管理し、その消化や償還を担保する。」とされている。
- 2 また、復興基本法案の第 8 条第 2 項では、「国は、復興債については、その他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする。」とされている。
- 3 復興債を発行する場合には、これらの 3 党合意や復興基本法案に基づき、復興の基本的な方針等を踏まえ、償還財源の具体的内容や償還ルールなど、あらかじめ償還の道筋を決めて明らかにする必要があるが、今回の第 2 次補正予算は、特に緊急を要するものについて本格的な復興予算に先行して編成することとなったため、あらかじめ償還の道筋を決めて明らかにする時間的余裕がないことから、復興債を発行しないところである。